

○文部科学省令第三号

厚生労働省令第三号  
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条第一号及び第二号、第二十条第一号及び第二号、第二十一条第一号から第三号まで並びに第二十二条第一号及び第二号並びに保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項並びに第十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和二年十月三十日  
文部科学大臣 萩生田光一  
厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令  
保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。  
別表一を次のように改める。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一八（二六）	
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援	一六（二四）	
公衆衛生看護活動展開論	二	
公衆衛生看護管理論	二	健康危機管理を含む。
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	四（三）	
臨地実習	五	
公衆衛生看護学実習	五	保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	継続した指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習	三	
公衆衛生看護管理論実習	三	
合計	三二（二八）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。  
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六（五）	
助産診断・技術学	一〇	

地域母子保健  
助産管理  
臨地実習  
助産学実習

合計	三二（三〇）	備考
一	二	実習中分べんの取扱については、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。

別表三（第四条関係）

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。  
二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。  
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。  
別表三を次のように改める。

教育内容	単位数	備考
基礎看護学	一四	
科学的思考の基盤	一	
人間と生活・社会の理解	一	
人体の構造と機能	一	
疾病の成り立ちと回復の促進	一	
健康支援と社会保障制度	六	
基礎看護学	一	
地域・在宅看護論	一	
成人看護学	六	
老年看護学	一	
小児看護学	一	
基礎看護学	一	
地域・在宅看護論	一	
成人看護学	一	
老年看護学	一	
小児看護学	一	